

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 省略 （１．～５．省略）</p> <p>6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局 OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁 Haitong International Financial Services(Singapore) Pte. Ltd. 証券業：シンガポール通貨庁</p> <p><u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p> <p>Effex Capital, LLC Liquidity Provider Lucid Markets Trading Limited マーケットメーカー：英金融行為機構及び英健全性規制機構 AxiCorp Financial Services Pty Ltd 金融商品取引業：オーストラリア証券投資委員会 ゲインキャピタル・ジャパン株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁 Squared Financial Services Limited 金融商品取引業：アイルランド中央銀行 ADS Securities 証券業：英金融行為機構</p> <p>（店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略）</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 省略 （１．～５．省略）</p> <p>6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局 OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁 Haitong International Financial Services(Singapore) Pte. Ltd. 証券業：シンガポール通貨庁</p> <p><u>OANDA Japan 株式会社</u> <u>金融商品取引業：日本国金融庁</u> Effex Capital, LLC Liquidity Provider Lucid Markets Trading Limited マーケットメーカー：英金融行為機構及び英健全性規制機構 AxiCorp Financial Services Pty Ltd 金融商品取引業：オーストラリア証券投資委員会 ゲインキャピタル・ジャパン株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁 Squared Financial Services Limited 金融商品取引業：アイルランド中央銀行 ADS Securities 証券業：英金融行為機構</p> <p>（店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略）</p>

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

（口座開設について 省略）

（当社の為替リスク管理について 省略）

お取引について

（1. 省略）

2. 取引単位

1) 各通貨ペアともに共通 10,000 通貨単位 (1Lot) とします。

2) 一度の最大発注数量 (上限) は全通貨ペア 100Lot までとします。ただし、マージンカット及びロスカットは除きます。

3) お客様が保有できる建玉の件数は、注文中の新規注文件数と合算して最大で 3,000 件までとなります (建玉の件数とは Lot 数ではなく、約定件数となります)。上記の場合は、新たに新規注文を行うことはできません。ただし、決済注文は最大件数に関係なく注文が可能です。

4) お客様が保有できる建玉限度数量 (Lot) は、全通貨ペアの合計で 10,000Lot とし、通貨ペア毎の建玉限度数量 (Lot) は、下記の通りとします。なお、全通貨ペア合計の建玉限度数量 (Lot) を計算する際、ZAR/JPY については、実際の取引数量の 10 分の 1 として計算します。

<u>USD/JPY</u>	<u>5,000Lot</u>	<u>EUR/JPY</u>	<u>3,000 Lot</u>
<u>GBP/JPY</u>	<u>3,000 Lot</u>	<u>AUD/JPY</u>	<u>3,000 Lot</u>
<u>NZD/JPY</u>	<u>3,000 Lot</u>	<u>CAD/JPY</u>	<u>1,000 Lot</u>
<u>CHF/JPY</u>	<u>1,000 Lot</u>	<u>ZAR/JPY</u>	<u>10,000 Lot</u>

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

（口座開設について 省略）

（当社の為替リスク管理について 省略）

お取引について

（1. 省略）

2. 取引単位

各通貨ペアともに共通 10,000 通貨単位 (1Lot) とします。

一度の最大発注数量 (上限) は全通貨ペア 100Lot までとします。ただし、マージンカット及びロスカットは除きます。

また、お客様が保有できる建玉の数は、注文中の新規注文件数と合算して最大で 3,000 件までとなります (建玉の件数とは Lot 数ではなく、約定件数となります)。上記の場合は、新たに新規注文を行うことはできません。ただし、決済注文は最大件数に関係なく注文が可能です。

(新設)

<u>EUR/USD</u>	<u>5,000 Lot</u>	<u>GBP/USD</u>	<u>3,000 Lot</u>
<u>AUD/USD</u>	<u>1,000 Lot</u>	<u>NZD/USD</u>	<u>1,000 Lot</u>
<u>EUR/GBP</u>	<u>1,000 Lot</u>	<u>USD/CHF</u>	<u>1,000 Lot</u>
<u>USD/CAD</u>	<u>1,000 Lot</u>	<u>EUR/AUD</u>	<u>1,000 Lot</u>
<u>EUR/NZD</u>	<u>1,000 Lot</u>	<u>EUR/CHF</u>	<u>1,000 Lot</u>
<u>GBP/AUD</u>	<u>1,000 Lot</u>	<u>GBP/CHF</u>	<u>1,000 Lot</u>
		<u>全通貨ペア合計</u>	<u>10,000 Lot</u>

(以下、省略)

(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)

(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)

(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について
【金融商品取引業者の概要】 省略)

【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】

お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

(以下、省略)

(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)

(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)

(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について
【金融商品取引業者の概要】 省略)

【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】

お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
 (FINMAC)

<p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</p> <p>電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)</p> <p>URL : https://www.finmac.or.jp/</p> <p>東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-<u>1</u> 第二証券会館</p> <p>大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 29 年 3 月 25 日 改訂</u></p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>	<p>電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)</p> <p>URL : https://www.finmac.or.jp/</p> <p>東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-<u>13</u> 第三証券会館</p> <p>大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル</p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>
--	---